

初診時・再診時選定療養費改定のお知らせ

令和4年度診療報酬改定にあたり 2022年10月1日から 次のとおり選定療養費を改定いたします

厚生労働省の通知により、外来医療の機能分化の推進を図るため、地域医療支援病院（一般病床200床以上に限る）に対して、他の医療機関等の紹介状なしに受診する場合には、初診時又は再診時に患者さんから定額負担を徴収することが義務化されています。

つきましては、初診時・再診時の選定療養費を改定し、以下のとおり料金を徴収させていただきますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

		改定前	改定後
初診時選定療養費 紹介状を持参せずに 当院を受診された場合	医科	8,800円（税込）	11,000円（税込）
	歯科	8,800円（税込）	11,000円（税込）
再診時選定療養費 状態が落ち着き、当院担当 医が他の医療機関への紹介 を申出た後も、当院で診療を 希望し受診された場合	医科	8,800円（税込）	11,000円（税込） ※ 受診の都度
	歯科	8,800円（税込）	11,000円（税込） ※ 受診の都度

■ 徴収の対象とならない場合

- ・外来受診から継続して入院した場合
- ・災害により被害を受けた方
- ・労災、公務災害、交通事故、自費診療の場合 等